

国立研究開発法人国立がん研究センター実験動物安全管理規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センターにおける実験動物の適切な飼育及び管理を行い、がんの研究並びに診断、治療の向上に寄与することを目的とする。

(安全管理委員会の設置と責務)

第2条 前条の目的を達成するため、国立研究開発法人国立がん研究センター築地キャンパス実験動物安全管理委員会（以下、築地キャンパス実験動物安全管理委員会という。）及び国立研究開発法人国立がん研究センター柏キャンパス実験動物安全管理委員会（以下、柏キャンパス実験動物安全管理委員会という。）を置く。

- 2 築地キャンパス実験動物安全管理委員会は主に研究所および中央病院、柏キャンパス実験動物安全管理委員会は主に東病院および先端医療開発センター（柏キャンパス）における適切な実験動物の飼育・管理のため、実験動物施設を整備・運営管理する。ただし、共通する事項については両実験動物安全管理委員会が協議の上、決定する。
- 3 実験動物安全管理委員会の運営に必要な事項はそれぞれ別に定める。

(研究所長及び先端医療開発センター長等の責務)

第3条 研究所長、先端医療開発センター長、築地キャンパス実験動物安全管理委員会委員長、柏キャンパス実験動物安全管理委員会委員長、動物実験施設長、実験動物管理室長、飼育担当者（飼養者）（以下「管理者等」という。）は、安全な動物の導入、飼育及び管理に努めなければならない。

- 2 管理者等は、施設内に実験動物を導入するにあたっては、必要に応じて適切な検疫を行い、関係する職員（利用者）及び他の実験動物の健康を損ねることのないよう措置しなければならない。
- 3 管理者等及び関係する職員（利用者）は、実験中の動物が実験等の目的に係わる疾病以外の疾病に罹病することを防止するとともに、必要な健康管理に努めなければならない。
- 4 管理者等又は関係する職員（利用者）は、実験等の実施及び実験の終了後の処置に万全を期するとともに実験動物の死体について適切な処置を講じ、職員及び社会の生活環境を損なってはならない。
- 5 管理者等は、実験動物安全管理委員会が運営する実験動物施設、設備を管理するとともに、機器類（高圧滅菌装置等）の安全を確保する。

(危険防止及び環境保全)

第4条 管理者等は、実験等に関係のない職員が、実験動物に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 管理者等は、実験動物が保管場所から脱出することを防止するため、必要な措置を講じなければならない。

3 管理者等は、実験動物が脱出した場合の措置について、あらかじめ対策を講じ、事故防止に努めなければならない。

4 管理者等は、地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を決め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、実験動物による事故並びに逸走防止に努めなければならない。

5 管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、施設を常に清潔にし、微生物等による環境汚染、悪臭の発生等を防止し並びに施設の整備等により騒音の防止を図り、周辺環境の保全に努めなければならない。

(雑 則)

第5条 客員研究員及び研修者等は、この規程の適用については、国立研究開発法人国立がん研究センターに所属する職員とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

第2条 国立研究開発法人国立がん研究センター(柏地区)実験動物安全管理規程(平成27年4月1日規程第72号)は、廃止する。

附 則（令和 2 年規程第 3 号）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。